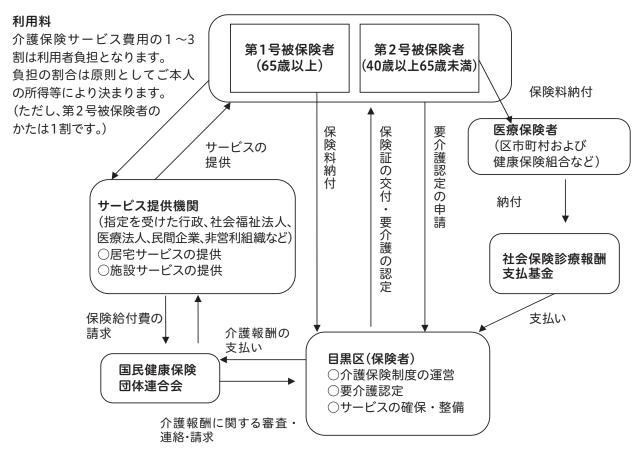
5

介護保険制度・サービス

介護保険の制度について

◆介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、私たちの住んでいる区市町村が保険者となって運営します。 40歳以上のかたが被保険者(加入者)となって保険料を納め、介護や支援が必要であると 認定されると、介護保険サービスを利用することができます。



*詳細に関しては介護保険総合パンフレットをご覧ください。

◆介護保険に加入するかた

介護保険には、40歳以上のかたが加入します。加入するための手続きは特に必要ありません。介護が必要となったかたは要介護(要支援)認定(31ページ参照)を受けることによって介護度に応じたサービスを受けることができます。

【第1号被保険者】65歳以上のかた 介護サービスを利用できるかた

入浴、排せつ、食事などの日常生活に、介護や支援が必

要であると認められたかた。

【第2号被保険者】40歳以上65歳未満のかた

介護サービスを利用できるかた

初老期における認知症、脳血管障害など加齢にともなう病気(特定疾病31ページ参照)によって介護や支援が必要であると認められたかた。

外国籍のかたも加入します

外国籍のかたも40歳以上で住民登録があるかた(在留期間が3か月を超えるかた)および3か月を超えて滞在すると見込まれるかたは加入します。

以下のいずれかにあたるかたは加入できません。

- *在留資格がないかた
- *在留資格が短期滞在のかた
- *外交官・領事館のかた
- *在留資格が特定活動のうち医療を受ける活動(またはそのかたの日常生活 上の世話をする活動)が目的のかた

◆65歳以上のかたの介護保険料(令和6~8年度)

基準額:74,400円 基準月額:6,200円

令和7年4月から第1・2段階、第4・5段階を区分する所得の判定基準額が「80万円」から「80.9万円」に変わりました。

	/年4月から第1・2段階、第4・5段階を区分する所侍の刊定基準額が180万円」から180.9万円」に変わりました。 						
所得 段階	対象者判定基準(所得等の状況)	算定式	年間保険料				
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税 世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+ その他の合計所得金額が80.9万円以下	21,204円 (軽減前33,852円)					
2	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+ その他の合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.55)	26,040円 (軽減前40,920円)				
3	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+ その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.655)	48,360円 (軽減前48,732円)				
4	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金 収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下	基準額×0.85	63,240円				
5	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金 収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超える	基準額×1.00	74,400円				
6	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	81,840円				
7	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が125万円以上210万円未満	基準額×1.20	89,280円				
8	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.40	104,160円				
9	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.60	119,040円				
10	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が420万円以上600万円未満	基準額×1.90	141,360円				
11	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10	156,240円				
12	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.40	178,560円				
13	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額×2.80	208,320円				
14	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	基準額×3.20	238,080円				
15	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×3.50	260,400円				
16	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	基準額×3.90	290,160円				
17	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満	基準額×4.10	305,040円				
18	本人の住民税が課税で、 合計所得金額が5,000万円以上	基準額×4.30	319,920円				

①世帯状況は、その年度の4月1日時点の世帯員構成で判断します。年度途中に65歳になったり、転入したかたは資格取得日で判断します。

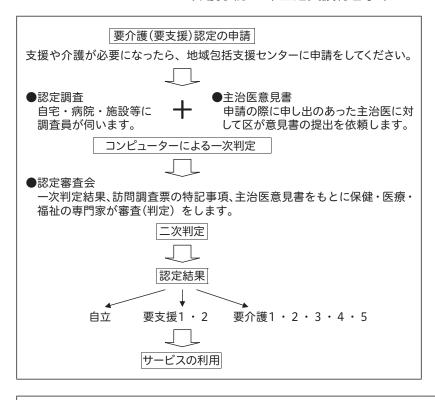
②「課税年金収入額」……国民年金、厚生年金や共済年金などの公的年金等の年間受給額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。

③「合計所得金額」……年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除(扶養控除や医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。分離所得も含まれます。また、土地・建物の売却等に係る特別控除額がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

④「その他の合計所得金額」……合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

⑤第1から3段階のかたには公費負担による軽減措置がとられ、介護保険料が軽減されています。

◆要介護認定の申請 ※詳細に関しては介護保険総合パンフレットをご覧ください。 ※介護予防・日常生活支援総合事業については、35ページを参照してください。



更新申請について

介護保険被保険者証に記載された認定の有効期間終了後も引き続きサービスの利用を希望される場合には、その終了前に更新の申請が必要です(有効期間終了日の60日前から申請できます)。

40歳以上65歳未満(第2号被保険者)のかたが要介護認定の対象となる特定疾病は次のものです。

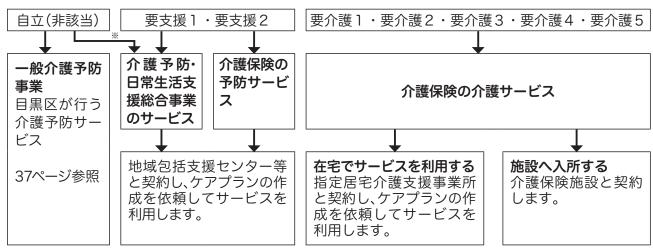
- ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- ●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症●脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険のサービス

◆サービスの利用

サービス利用開始までの手続き

要介護状態区分により利用できる介護保険サービスが決まります。



※自立(非該当)のかたでも、要件を満たせば介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することができます。詳しくは35ページを参照してください。

川護は	に陝サービスの 種類	【 】は要文援のかたのサービスの種類
	訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。 要支援1・2のかたに対する訪問介護(ホームヘルプサービス)は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪
	訪問入浴介護 【介護予防訪問入浴介護】	問型サービスで行います。 寝たきりのかたなどの居宅を介護職員と看護師が訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	訪問看護 【介護予防訪問看護】	看護師や理学療法士等が居宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。
	訪問リハビリテーション 【介護予防訪問リハビリテーション】	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合 に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問によ るリハビリテーションを行います。
居宅	居宅療養管理指導 【介護予防居宅療養管理指導】	医師、歯科医師などが居宅を訪問し、療養上の管理や 指導を行います。
居宅サービス	通所介護(デイサービス)	定員が19人以上の通所介護施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の介護や日常生活動作訓練などを利用できます。 要支援1・2のかたに対する通所介護(デイサービス)は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスで行います。
	通所リハビリテーション(デイケア) 【介護予防通所リハビリテーション】	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の介護や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを行います。
	短期入所生活介護(ショートステイ) 【介護予防短期入所生活介護】	介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活上 の介護や機能訓練などが受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) 【介護予防短期入所療養介護】	介護老人保健施設や医療機関等に短期入所し、機能 訓練や必要な医療ならびに日常生活上や療養上の世 話が受けられます。
	特定施設入居者生活介護 【介護予防特定施設入居者生活介護】	有料老人ホームなどに入居している高齢者の日常生 活上の支援や介護を行います。
	福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
lib	認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】	認知症の高齢者が、認知症専用のデイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の介護や機能訓練などのサービスが受けられます。
地域密着型サー	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援2のかたのみ)】	認知症の高齢者が、5~9人で共同生活をする場で 日常生活上の介護や機能訓練などの介護サービスが 受けられます。
ービス	小規模多機能型居宅介護【介護予防小規模多機能型居宅介護】	「通い」を中心に利用者の選択に応じて「訪問」サービスや「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスが受けられます。
	夜間対応型訪問介護 (要介護 1 ~5 のかたのみ)	定期巡回や随時通報システムを組み合わせて提供する る夜間専用の訪問介護が受けられます。

地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護 1 ~5 のかたのみ)	訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し介護サービスと看護サービスを24時間対応で一体的に行います。
	看護小規模多機能型居宅介護 (要介護 1 ~5 のかたのみ)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて一体的なサービスを行います。
	地域密着型通所介護 (要介護 1 ~ 5 のかたのみ)	定員が18人以下のデイサービスを行う施設に通い、 食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練など が受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (要介護 1 ~5 のかたのみ) (※目黒区内での整備予定はありません。)	定員が29人以下の特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居するかたが、日常生活上の介護や機能訓練などを受けられます。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護 (原則要介護3~5のかた)	定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所するかたが、日常生活上の介護や機能訓練などを受けられます。
(要介護)施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (原則要介護3~5のかた)	常時介護が必要で居宅での生活が困難なかたが入居 して、日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを 受けます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	症状が安定しているかたが在宅復帰できるよう、リハ ビリテーションに重点を置いたケアを行います。
5のかた)	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的 に提供します。
住宅改修	住宅改修費の支給 【介護予防住宅改修費の支給】	自宅の手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修の費用を支給します。 上限20万円 *20万円のうち、負担割合に応じた額はご本人負担となります。
		詳しくは「◆利用者負担額」をご覧ください。 * 工事前に申請が必要です。
福祉用具	特定福祉用具購入費の支給 【特定介護予防福祉用具購入費の支給】	排せつや入浴などに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。 上限1年間に10万円 *10万円のうち、負担割合に応じた額はご本人負担となります。 詳しくは「◆利用者負担額」をご覧ください。

◆利用者負担額

介護保険サービスを利用した場合、サービス総額の1~3割の金額は利用者負担額として利用者のかたが負担します。

この割合は原則としてご本人の所得等により決まります。

ただし40歳以上65歳未満の第2号被保険者のかたは1割です。

◆サービスの利用者負担の軽減

- ・各種軽減制度を利用するには、申請が必要です。
- ·介護保険料を滞納しているかたは軽減を受けられない場合があります。

高額介護(予防)サービス費

同月内に受けた介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の一部サービスの1か月の利用者負担額合計が高額になり、基準額を超える場合、申請により超えた分が支給されます。 【利用者負担の基準額】は次ページ



【利用者負担の基準額】

21010 2702 1 2 1 3							
	基準額(世帯合計)						
	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上 のかたがいる世帯	140,100円					
住民税課税世帯 (現役並み所得相当)	課税所得380万円(年収約770万円)~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の65歳以上のかたがいる世帯	93,000円					
	課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の かたがいる世帯	44,400円					
住民税非課税世帯(下位	住民税非課税世帯(下の者を除く)						
生活保護受給者、住民科 その他の合計所得金額 に変更される予定です	15,000円 (個人)※						

[※] 世帯単位でなく、個人単位の上限額になります。

高額医療·高額介護合算制度

各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の医療および介護保険両制度における利用者負担額合計が高額になり、基準額を超える場合、申請により超えた分が支給されます。

介護保険負担限度額認定 *申請した日の属する月の初日から認定となります。

所得の低いかたは、施設入所(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)・短期入所(ショートステイ)を利用した時の食費・居住費(滞在費)について、申請により所得等の段階に応じた自己負担限度額が決められ、限度額までの支払いとなります。

目黒区独自の利用者負担額軽減制度 *申請した日の属する月の初日から認定となります。 居宅で対象サービスを利用されているかたで、次の要件のすべてを満たす場合は、申請により利用者負担額が2分の1に軽減されます。

【要件】

- ①住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が0円または、公的年金等控除後及び給与所得控除後の合計所得金額が10万円以内のかた(住民税の申告が必要な場合があります)
- ②本人が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税であるかた
- ③同住所地に居住する兄弟姉妹・直系血族(子・孫など)が住民税非課税であるかた
- 【対象サービス】: 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型通所介護 小規模 多機能型居宅介護(すべてのサービスに介護予防を含む) 訪問介護 通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 看護小規模多機能型居 宅介護 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業の一部サービス

利用者負担減額·免除

災害など特別な理由により一時的に利用者負担額の支払が困難になったときは、申請により介護保険利用者負担額が減額・免除される場合があります。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度 *申請した日の属する月の初日から認定となります。

社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホームに入所しているかたのうち、住民税非課税者であって、収入や預貯金、利用料負担等の状況から、生計が困難であると認められるかたは、介護保険利用者負担額、食費、居住費の4分の1が軽減されます(収入に応じて、軽減される費用や軽減割合は異なります)。

ただし、特別養護老人ホームでも実施していない場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業について

「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」といいます。)は、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」で構成され、介護事業者によるサービスのほか、民間企業・ボランティアなどによる多様なサービスを利用できます。

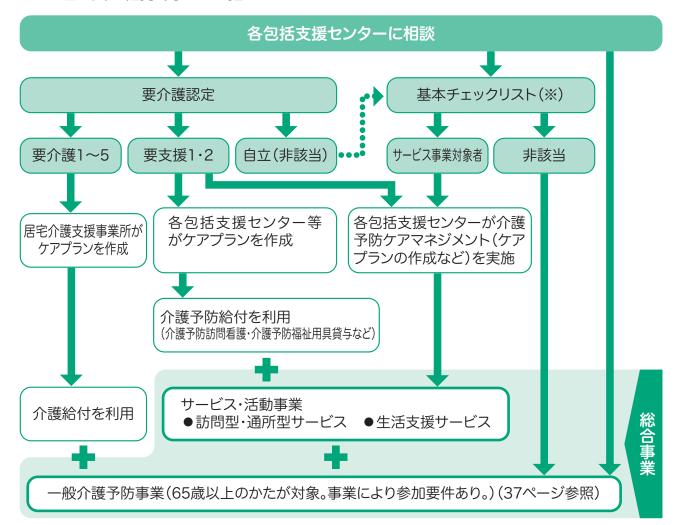
総合事業の利用

総合事業を利用するときは、まず、お住まいの地区の包括支援センター(6~7ページ)にご相談ください。

要介護認定申請や基本チェックリスト(※)の実施により、要支援1・2の判定を受けたかた、または生活機能の低下がみられたかたは、総合事業のサービス・活動事業の対象となります。

また、一般介護予防事業は、主に65歳以上のかたが対象となる事業です。

包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成など)により、 適切なサービスを組み合わせて、要介護状態になることの予防、要支援状態の悪化防止を行 い、生活の質の維持・向上を目指します。



※基本チェックリストについて

25項目の質問で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。サービス事業対象者の判定のための基本チェックリストは、お住まいの地区の包括支援センターで実施します。(基本チェックリストは、38ページ参照)

◆サービス・活動事業

利用できるかた

- ①要支援1または2の認定を受けたかた
- ②基本チェックリストの結果、サービス事業対象者と判定されたかた
- ③要介護認定前から支え合い事業を利用しているかたで、継続利用が必要と認められるかた(支え合い事業のみ)

利用料

- ①区が指定する事業者(以下「指定事業者」といいます。)が提供するサービス事業は事業費の1~3割です。
- ②そのほかのサービス事業は、事業の種類ごとに異なります。

サービスの類型 訪問型サービス 予防給付相当サービス 自分ではできない日常 (指定事業者が提供するサービス) ホームヘルパーが行う身体介護サービスまたは生活援助サービス。 生活上の行為がある場 合に、ホームヘルパー 区独自基準サービス などによる食事・入浴・ (指定事業者が提供するサービス) 排せつなどの身体介護 ホームヘルパーが行う生活援助中心のサービス。 サービスと、掃除・洗 1回のサービス提供時間は60分以内です。 濯・調理などの生活援 支え合い事業 助サービスの支援を行 地域の住民(シルバー人材センター会員・社会福祉協議会在宅福祉サービス います。また、短期間の 機能向上プログラムを センター協力会員)が行う家事支援。 実施します。 短期集中予防サービス 柔道整復師等が自宅を訪問し、生活機能向上を図る運動プログラムなどを 実施します。心身の状況により通所が困難なかたが対象となります。(37) ページ参照) 予防給付相当サービス 通所型サービス デイサービスや地域の (指定事業者が提供するサービス) 通いの場で、機能訓練 デイサービスで、生活機能向上のための機能訓練、食事や入浴などの日常生 をはじめとした支援を 活支援を行うサービス。 行います。 1回のサービス提供時間は3時間以上です。 区独自基準サービス (指定事業者が提供するサービス) デイサービスで栄養改善、口腔機能向上などのプログラムや食事、入浴その 他の日常生活の支援を行うサービス。1回のサービス提供時間は3時間未満 支え合い事業 地域の住民が主体となって、介護予防に効果がある体操、歌や手芸等のプロ グラムを行う地域の通いの場。 短期集中予防サービス 生活機能向 Lのためのプログラムを、集団で実施するグループ型と、指定の 接骨院等で実施する個別型があります。(身体状況により参加できない場合 があります。)(37ページ参照) 生活支援サービス 栄養改善を目的とした配食サービス。(43ページ参照)

◆短期集中予防サービス

地域包括支援センターで面談により実施する基本チェックリストに該当し、「サービス事業対象者」又は「要支援 1・2」に認定されたかたが対象です。ケアマネジャーによるケアプランの作成が必要です。

~あなたの"やりたい""なりたい"を実現しましょう。保健・医療の専門職がお手伝いします。~

事	業の種類	内容		回数	申込
訪問型		介護予防教室への通所が困難なかたに、地域の柔道整復師等がご自宅に伺い、 介護予防に効果的な、個人の体力に合わせた自宅でできる運動等を指導し、生活機能向上をめざします。週1回1時間。利用料無料。		1コース 12回	_ 申込は地域包括
グループ型 所		集団での体操や講話、個別の面談や運動指導で生活機能向上をめざします。区内2会場で週1回2時間。毎月初めから始められます。利用料1,800円。	能·行為	1コース 12回	支援センターへ (まずはお電話で)
型	個別型	地域の接骨院等で、柔道整復師が介護予防に効果的な、個人の体力に合わせた 運動等を指導します。週2回各1時間。利用料4,200円。	向上	1コース 28回	

◆一般介護予防事業 ~いつまでもハツラツとした生活を送るために介護予防に取り組みましょう~

対象事業名		事業名	内容	回数	申込			
60 歳 以	シニア	めぐろ手ぬぐい 体操グループ づくりコース	仲間と無理なくできるめぐろ手ぬぐい体操やお口の健康、栄養などを学びグループワークを通して部活動のように楽しく介護予防を続けるグループづくりをめざします。	仲間	1コース 16回	めぐろ区報で参 加者を募集しま		
60歳以上の区民	の部活	脳に効く! ウォーキング グル <i>ー</i> プづく りコース	認知症予防に効果的な計画力・注意分割力・有酸素運動 (ウォーキング)などを学びグループづくりをめざします。	づくり	1コース 16回	す。各事業者へ直接お電話で		
いないかた の認定を受けて	いの 要介 認定を で で で で で で で で で で で で で う り た で う り う り う り て う り て り て り て り て り て り て		主に椅子を使用した体操ですが、姿勢や筋肉を意識しながら行うため、姿勢の改善にも効果的。運動を続けるコツや高齢期に大切なフレイル予防についても学びます。	運動	1コース 8回			
け65 ま歳	脳講	リフレッシュ 座	脳の活性化を促す運動や、ゲームの要素を取り入れた 脳トレなどを行う、心も体も喜ぶ教室です。	認知症 予防	1コース 8回	めぐろ区報で参 加者を募集しま す。		
す以 上 区		ざの痛み予防 習会	足の筋肉を鍛えてひざの安定化を図り、痛みを予防する方法を講話と実践で学びます。	運動	1コース 2回	申込は介護保険		
民ならど		□と食の健康 操教室	唾液の分泌を促す方法や、誤嚥性肺炎の予防になる口 腔や全身の体操、栄養摂取のポイントを学びます。			課介護予防係へお電話で		
こなたで+		護予防 るごと教室	いこいの家で、運動の習慣化を図り、あわせて脳の活性 化を促すヒントを楽しみながらまるごと学びます。	運動脳トレ	1コース 1~10回			
ます。歳以上の区民ならどなたでもご参加い	フリ	レイルチェック会	簡単なチェックや体力測定を行い、フレイルを予防するためには何が必要ック会かを学ぶことができます。また、定期的に同じチェックを受けることで自身の健康状態や生活がどのように変化したか、目に見える形で確認できます。					
ただ		ぐろ手ぬぐい _{操拠点}	めぐろ手ぬぐい体操を中心に介護予防リーダーが週 1 近な場所で続けられる介護予防に取り組んでいます。 できます。					
支地援域		ぐろ手ぬぐい体操 張講習会	3人以上で週1回程度活動しているグループにフレイル 手ぬぐい体操の指導(1回)、DVDやテキストの提供など めの支援をします。					
\perp L σ		ニア健康応援 養成講座	めぐろ手ぬぐい体操を行うグループ活動を通じて、介記では や地域の交流の場づくりを行う介護予防リーダーを養成した。		介護保険課介護			
B S S S S S S S S S S		ノイルサポーター 成講座	フレイル予防に関する知識や心身機能の測定技術を習 はフレイルサポーターとしてフレイルチェック会を主体			予防係までお問 い合わせくださ い。		
) 自主的な介護予防活動を	介記	隻予防出前講座	地域で定期的に活動している高齢者のグループに専門 レや栄養、口腔機能低下予防、運動機能向上などを学びる		置し、脳ト			
		\ビリテーション 引職等派遣	週 1 回程度、主に運動に取組むグループにリハビリ専門な運動内容についての助言や講話、グループ活動の支援					
		域介護予防 動助成	年間を通じ、週1回程度、主に運動を行うグループに ます。	活動費用	を助成し			

(注)運動を含む教室については、お体の状況によりご参加いただけない場合があります。

介護予防のための基本チェックリスト(自己チェック用)

		護丁例のにめの基本アコ		_						
	No.	質 問 事 項		0	答		得点			
暮らしぶり①	1	バスや電車で一人で外出していますか	0	はい	1	いいえ	1)「はい」「いいえ」のどち		
	2	日用品の買い物をしていますか	0	はい	1	いいえ	(2	らかに○をつけます。 ○○をつけた方の数字を		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0	はい	1	いいえ		得点欄に書きます。		
	4	友人の家を訪ねていますか	0	はい	1	いいえ				
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0	はい	1	いいえ				
				No. 1	~!	5の合計				
運	6	階段を手すりや壁をつたわらずのぼっていますか	0	はい	1	いいえ		と活機能の低下がみられ		
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっ ていますか	0	はい	1	いいえ	3	らため、介護予防・生活支援サービス事業の対象と		
1	8	 15分位続けて歩いていますか	0	はい	1	いいえ		なります。地域包括支援セ		
	9	 この 1 年間に転んだことがありますか	1	はい	0	いいえ		ノターへご相談ください。		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1	はい	0	いいえ				
				No.6	~10	0の合計	3	連動器の 機能向上		
_	11	こか日間でつこうにい トの仕手ば小がもりましたか	1	/ + 1.\		11173		が、一般に可工		
707 1124 1 124		6か月間で2~3 kg以上の体重減少がありましたか BMIが18.5未満ですか 身長()体重()BMI() ※BMI=体重(kg)÷身長(m)	1	はい		いいえ				
Ì		No.11~12の合計 2点以上 栄養改善								
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1	はい	0	いいえ				
おト		お茶や汁物等でむせることがありますか	1	はい		いいえ		C 9th		
)	_	口の渇きが気になりますか	1			いいえ	2	点以上 機能向上		
אַנער אַנער	10					5の合計				
								閉じこもり		
	_	週に1回以上は外出していますか		はい	٦.	いいえ	l 1,	ウ以ト 1 1		
			U	1001			17	予防		
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1	はい		いいえ	1)	予 防		
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れ があると言われますか			0			·······		
)		周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れ	1	はい	0	いいえ		予 防		
ŀ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをして	1 0	はいはい	0 0	いいえ		予防		
) (i) (i)	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	1 1 0	はい はい はい	0 0 1 0	いいえいいえいいえ	1	点以上 認知症予防 「短期集中予 防サービス (達所グリー		
-	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	1 1 0	はい はい はい	0 0 1 0	いいえ いいえ いいえ いいえ	1	点以上 認知症予防 「短期集中予		
	18 19 20	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか 今日が何月何日かわからない時がありますか No.1~20の合計	1 0 1 N	はい はい はい はい	0 0 1 0 ~20	いいえ いいえ いいえ いいえ のの合計	1	売以上 認知症予防 「短期集中予 防サービス (通所グループ型)」など		
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか 今日が何月何日かわからない時がありますか No.1~20の合計 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが	1 1 0	はい はい はい はい はい	0 0 0 0 0 0	いいえ いいえ いいえ いいえ	1	点以上 認知症予防 「短期集中予 防サービス (通所グルー		
	18 19 20 21	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか 今日が何月何日かわからない時がありますか No.1~20の合計 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今では	1 0 1 N	はい はい はい はい はい はい	0 0 0 0 0	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	1	京以上 認知症予防 「短期集中予防サービス (通所グループ型)」など うつ病予防		
) †	18 19 20 21 22 23	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか今日が何月何日かわからない時がありますか No.1~20の合計 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 0 1 N 1 1 1 1	はい はい はい はい はい はい	0 0 0 0 0	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	1	京以上 認知症予防 「短期集中予防サービス (通所グループ型)」など うつ病予防		
\) #III # \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	18 19 20 21 21 22 23 24	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか 自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか 今日が何月何日かわからない時がありますか No.1~20の合計 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今では	1 0 1 N	はい はい はい はい はい はい はい	0 0 1 0 ~20 0 0 0	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	1	京以上 認知症予防 「短期集中予防サービス (通所グループ型)」など うつ病予防 上記のいずれかに該当した 「短期集中予防サービス 「短期集中予防サービス 「短期集中予防サービス」		

- (注)お体の状態により、ご希望の教室にご参加いただけない場合や、医師への相談が必要な場合があります。
- ※基本チェックリストに該当しなかったかたは、現在のところ生活機能の低下はありません。これからも介護予防に取組みましょう。

◆相談・苦情・問い合わせの窓口

·介護保険課(FAX 5722-9716)

介護保険管理係	☎ 5722-9574	介護保険制度のしくみ・苦情等介護保険制度全般に関すること
認定審査係	ବ୍ର 5722-9842 ବ୍ର 5722-9603	介護保険の要介護認定に関すること
認定調査係	☎ 5722-9895	介護保険の認定調査に関すること
介護保険資格・ 保険料係	☎ 5722-9845	介護保険の保険証・住所地特例・介護保険料賦課に関すること 介護保険料の納付・□座振替・減免・還付に関すること
介護保険給付係	ଦ 5722-9847	介護保険のサービス費の給付・利用に関すること 利用者負担軽減に関すること 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
介護予防係	☎ 5722-9608	介護予防事業に関すること
健康福祉計画課 指導検査係	☎ 5722-9602	介護保険事業者の指導に関すること

・サービス事業者・施設・ケアマネジャー

利用者や家族からの苦情を受けたときは、誠実に対応することが義務付けられています。 また、ケアマネジャーはサービスに関する不満や疑問に対して相談に応じ、事業者との調整役を担っています。

- ·社会福祉協議会権利擁護センター「めぐろ」 ☎ 5768-3963~4
- ・東京都国民健康保険団体連合会 ☎ 6238-0177 主に高度な法解釈が求められる場合や、広域にわたる事案などの苦情を受け付けています。

